

令和5年度

東栄町補正予算書

目 次

一 般 会 計	1
---------------	---

令和5年度

東栄町一般会計

補正予算書

(第1号)

専決第2号

令和5年度東栄町一般会計補正予算（第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
令和5年度東栄町一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決する。

令和5年4月11日

東栄町長 村上孝治

理由：新型コロナウイルスのワクチン接種について予算措置を講じる必要が生じたが、議会を招集するいとまがないため。

令和5年度東栄町一般会計補正予算（第1号）

令和5年度東栄町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ778千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,472,778千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
14	国庫支出金	160,950	778	161,728
	2 国庫補助金	88,976	778	89,754
	歳入合計	3,472,000	778	3,472,778

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
4	衛生費	467,495	778	468,273
	1 保健衛生費	369,960	778	370,738
	歳 出 合 計	3,472,000	778	3,472,778